〇西郷村環境基本条例
平成17年３月30日条例第３号
西郷村環境基本条例

目次
前文
第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　環境の保全に関する施策の基本方針等（第９条・第10条）
第３章　環境の保全のための基本的施策（第11条―第25条）
附則

わたしたちのふるさと西郷村は、雄大な那須連山の麓に広がり、阿武隈川の源流に代表される、水と緑豊かな自然環境に恵まれている。わたしたちは、その自然の恵みの下で生活を営み、生産活動を行い、今日の社会を築いてきた。しかしながら、近年の都市化の進展や生活様式の変化に伴い、生活の利便性が高まる一方で資源やエネルギーが大量に消費され、本村においても、都市型及び生活型公害や廃棄物処理など環境悪化の諸問題が生じてきている。健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは村民の権利であると同時に、わたしたちは、この環境を保全しつつ循環型社会を形成し、将来の世代に引き継いでいく責務を有している。わたしたちは、人類の存続の基盤である地球環境が有限で、地球環境問題が住民一人ひとりにその解決責任があることを深く認識し、村民、事業者及び行政が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと「さわやか高原公園都市・にしごう」の実現をめざしていくことを決意し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全について、村民の権利と義務を基本理念に定め、村、事業者及び村民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　環境の保全　良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。

（２）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（３）　地球環境保全　人の活動により地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、酸性雨、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（４）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全は、村民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承できるように適切に行われなければならない。

２　環境の保全は、本村の多様な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然が健全に共生できるように適切に行われなければならない。

３　環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するため、すべての者の公平で適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

４　環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない。

（村の責務）

第４条　村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　前項に定めるもののほか、村は、基本理念にのっとり、自らの施策の実施及び社会経済活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に自ら積極的に努めるものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（村民の責務）

第６条　村民は、基本理念にのっとり、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自主的かつ積極的に努めるとともに、村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
（環境優先の理念）
第７条　村は、自らが策定する施策について、環境優先の理念の下に良好な環境の保全と創造を図ることを旨として行わなければならない。
２　村は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境に十分配慮するよう努めなければならない。
（環境の状況等に関する報告書）
第８条　村長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。
第２章　環境の保全に関する施策の基本方針等
（施策の基本方針）
第９条　村は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。
（１）　公害を防止し、大気、水、土壌、植生その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、村民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。
（２）　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて、適正に保全されること。
（３）　人と自然との豊かなふれあいの確保並びに良好な景観の保全と創造及び歴史的文化遺産の保全を図ること。
（４）　資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等の推進により環境への負荷の低減と地球環境の保全が図られること。
（環境基本計画）
第10条　村長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西郷村環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。
２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）　環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する必要な事項
３　村長は、環境基本計画を定めるに当たっては、西郷村環境審議会の意見を聞かなければならない。
４　村長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
第３章　環境の保全のための基本的施策
（施策の策定等に当たっての配慮）
第11条　村は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境の保全について配慮するものとする。
（公害防止の措置）
第12条　村は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要があると認めたときは、適正な措置を講ずるものとする。
２　前項に定めるもののほか、村は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（誘導的措置）
第13条　村は、事業者又は村民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備、その他環境の保全のための適切な措置をとるように誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（環境の保全に関する施設の整備・事業の推進）
第14条　村は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び公園、緑地等の快適な生活環境を確保するための施設の整備・事業を推進するものとする。
（資源の循環的な利用等の推進）
第15条　村は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（良好な自然環境の保全）
第16条　村は、阿武隈川源流の里にふさわしい良好な自然環境を保全するため、森林及び緑地並びに水環境の保全に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（推進体制の整備）
第17条　村は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、村の機関及び各課相互の緊密な連携及び調整を図るため、体制の整備、職員の研修その他必要な措置を講じなければならない。
（環境教育及び学習の振興等）
第18条　村は、関係機関等と協力して、事業者及び村民が環境の保全についての理解を深めるとともにその自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。
（民間団体等の自発的な活動の促進）

第19条　村は、事業者、村民又はこれらの者の組織する民間団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるよう、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
（情報の提供）
第20条　村は、第18条の環境教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、これを適切に提供するように努めるものとする。
（村民等の参加）
第21条　村長は、環境施策の策定及び実施状況に関し、村民等から環境保全上の意見等を聴く場を設けるものとする。
（調査の実施等）
第22条　村は、環境の保全に関する施策を推進するために、必要な調査を実施し、及び監視、測定等の体制の整備を図るよう努めるものとする。
（地球環境保全に向けた行動の促進）
第23条　村は、村民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及に努めるとともにこれに基づく行動を促進するものとする。
（国及び他の地方公共団体との協力）
第24条　村は、環境の保全に関する施策であって、広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
（地球環境保全に関する国際協力の推進）
第25条　村は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。
附則
この条例は、平成17年４月１日から施行する。